

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第4号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（平成27年規則第66号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3章 雑則（第24条—第28条）

」

を

「

第3章 審査会（第24条・第25条）

第4章 雑則（第26条—第30条）

」

に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 職員について、公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合は、事務局長は、その指定する職員又は災害を受けた職員に、公務災害発生届又は通勤災害発生届（第1号様式）を速やかに実施機関に提出させなければならない。死亡した職員の遺族からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第5条中「前条の届を受理したときは」を「前条の規定による届を受理したときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による届に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、災害を受けた職員又は死亡した職員の遺族にその旨

を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第5条の次に次の1条を加える。

(認定委員会)

第5条の2 認定委員会は、委員長が招集する。

- 2 認定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
- 3 認定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有する。
- 4 前項の場合において、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 委員長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、認定委員会に関し必要な事項は、認定委員会が定める。

第28条を第30条とし、第27条を第29条とし、第26条を第28条とし、第25条中「第22条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第27条とし、第24条を第26条とし、第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 審査会

(審査会の招集等)

第24条 公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）は会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長

は、委員として議決に加わる権利を有する。

- 4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。
- 5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。
(審査の申立て)

第25条 補償の実施について不服がある者が条例第22条第1項の規定により審査を申し立てようとするときは、これを書面でしなければならない。

- 2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名押印して、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。

- (1) 災害を受けた者の氏名、住所、生年月日、災害発生当時の職、所属等
- (2) 申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名、住所及び生年月日並びにその職員との続柄又は関係
- (3) 補償に関する実施機関の措置
- (4) 申立ての趣旨
- (5) 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業
- (6) 請求の年月日

- 3 審査申立書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、その都度その旨を速やかに審査会に届け出なければならない。

第27条の次に次の1条を加える。

(審査の申立ての教示)

第27条の2 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第25条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,748円	13,284円
20歳以上25歳未満	5,377円	13,284円
25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円
30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円
35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円
40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円
45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円
50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円
55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円
60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,291円
70歳以上	3,930円	13,284円

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。